

平成19年  
4月1日から

# 児童手当制度が拡充されました

## ◆拡充の内容

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、

第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

〈0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉  
(現行)

- 第1子、第2子 月額5千円→月額1万円(倍増)
- 第3子以降 月額1万円→月額1万円(現行どおり)

〈3歳以上(現行どおり)〉

- 第1子、第2子 月額5千円
- 第3子以降 月額1万円

施行日：平成19年4月1日(拡充後の最初の支給額 平成19年6月)

※今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

## 児童手当制度の概要

平成19年4月1日～

### ◆児童手当制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

### ◆児童手当制度のしくみ

#### 1. 支給対象

児童手当は、12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育している方に支給されます。ただし、前年(1月から5月までの月分の手当については前々年)の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。

#### 2. 支給手続き

児童手当は、児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長(公務員の方は勤務先)の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されることとなります。

#### 3. 支給月額

- 3歳未満  
一律10,000円
- 3歳以上  
第1子・第2子 5,000円  
第3子以降 10,000円

#### 4. 支払時期

児童手当は、原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

#### 5. 所得制限限度額

所得制限限度額は、前年(1月から5月までの月分については前々年)の所得額で判定します。また、所得には一定の控除があります。なお、所得制限限度額は年によって変更されることがあります。具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

(単位：万円)

扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460.0	532.0
1人	498.0	570.0
2人	536.0	608.0
3人	574.0	646.0
4人	612.0	684.0
5人	650.0	722.0

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

詳しくは、福祉環境グループ(☎27-2115)へお問い合わせください。

# 平成19年度 社会保険出張相談所開設について

## 国民年金のお知らせ

年金に関する各種相談は、平社会保険事務所でっておりますが、その数は年々増加しています。特に、平成19年には年金受給者が多く見込まれ、相談者が益々増加するものと思われまます。そこで、年金受給者・被保険者等の利便を図るため、浪江町・富岡町の両役場でも年金出張相談を実施いたしますのでご利用下さい。平成19年度の日程については、右記のとおりとなりますが、ご利用の際は事前にご予約をお願いいたします。

平成19年度社会保険出張相談所開設日

	富岡町役場	浪江町役場
平成19年4月	18日(水)	10日(火)・24日(火)
5月	9日(水)	15日(火)・29日(火)
6月	6日(水)・20日(水)	12日(火)・26日(火)
7月	4日(水)・18日(水)	10日(火)・24日(火)
8月	8日(水)・22日(水)	7日(火)・28日(火)
9月	5日(水)・19日(水)	11日(火)・26日(水)
10月	3日(水)・17日(水)	10日(水)・23日(火)
11月	7日(水)	13日(火)・27日(火)
12月	5日(水)・19日(水)	11日(火)・26日(水)
平成20年1月	9日(水)・23日(水)	15日(火)・29日(火)
2月	6日(水)・20日(水)	14日(木)・26日(火)
3月	5日(水)・19日(水)	11日(火)・25日(火)

※ご注意ください……

予約がないと、相談を受けられません。

- ◆ 予約受付 出張相談日の3週間前より相談日の5日前まで  
(ただし、予定人数となり次第締め切ります)
- ◆ 受付場所 平社会保険事務所 総合相談室 (年金給付課)
- ◆ 予約方法 電話にて受付します。
- ◆ 電話番号 ☎ 0246 - 23 - 5618

## 平成19年4月から遺族厚生年金が見直しされました

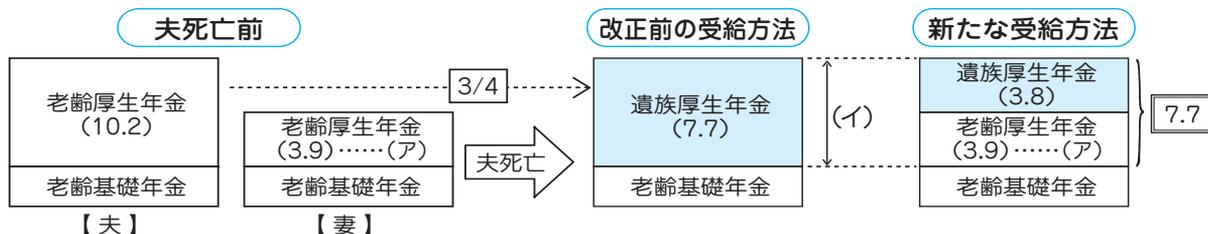
平成16年度の年金制度改正により、平成19年4月から遺族厚生年金が見直しされました。

### ● 高齢期の遺族配偶者に対する遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給

夫に先立たれた65歳以上の妻に対する年金給付について、妻自身が納めた保険料をできるだけ年金給付額に反映させるため、妻自身の老齢厚生年金は全額支給し、改正前の支給額の水準との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みとなりました。

- ① 妻自身の老齢厚生年金(ア)は全額支給します。
- ② 改正前の遺族に対する年金給付の水準(イ)を(ア)と比較し、(ア)の方が小額の場合は(イ)遺族厚生年金を支給します。

[ 妻の老齢厚生年金は3.9万円、夫の老齢厚生年金は10.2万円の場合 ]



### ● 若齢期の妻に対する遺族厚生年金の見直し

- ① 夫の死亡時に30歳未満の妻で18歳未満の子供がいない場合は、遺族厚生年金(夫の老齢厚生年金の3/4)の受給は5年間の期限付きになります。  
ただし、30歳未満の妻で18歳未満の子供がいる場合は、今までどおり遺族厚生年金(夫の老齢厚生年金の3/4)を受給することができます。
- ② 夫の死亡時に妻が30歳以上の場合は、65歳到達までは、遺族厚生年金(夫の老齢厚生年金の3/4)を受給することができます。
- ③ 夫の死亡時に妻が40歳以上の場合は、65歳到達までは、遺族厚生年金(夫の老齢厚生年金の3/4)に※「中高齢寡婦加算」が上乗せ加算されて受給することができます。  
なお、妻が再婚した場合は、①～③の資格は失権されます。  
※「中高齢寡婦加算」……遺族基礎年金の加算対象となる子供がいないため遺族基礎年金を受取ることができない妻及び今まで遺族基礎年金を受けていた妻が、子供がいなくなり遺族基礎年金が支給されなくなった場合に加算されるもの。